

むつ小川原港港湾計画書

— 一部変更 —

平成 26 年 11 月

むつ小川原港港湾管理者
青 森 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・昭和52年 9月 青森県地方港湾審議会
- ・昭和52年11月 港湾審議会第80回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・昭和56年 7月 青森県地方港湾審議会
- ・昭和60年 6月 青森県地方港湾審議会
- ・昭和61年 1月 青森県地方港湾審議会
- ・昭和61年 3月 港湾審議会第113回計画部会
- ・昭和63年 1月 青森県地方港湾審議会
- ・平成 2年11月 青森県地方港湾審議会
- ・平成 5年 1月 青森県地方港湾審議会
- ・平成 5年 3月 港湾審議会第144回計画部会
- ・平成12年 3月 青森県地方港湾審議会

の議を経た、むつ小川原港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾計画の方針	2
港湾の効率的な運営に関する事項	3
その他重要事項	4
1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	4
(1) 再生可能エネルギー源を利活用する区域	4

変更理由

港湾の適正かつ効率的な利用に努めつつ、多様化する環境問題、地球温暖化の進行に対応し、港湾における洋上風力発電施設の導入を図るため、再生可能エネルギー源を利活用する区域を設定する。

港湾計画の方針

既定計画に以下5. を追加する。

5. 現状及び将来の港湾の整備や管理運営に支障を生じないように配慮しつつ、洋上風力発電施設の導入を図る。(追加)

港湾の効率的な運営に関する事項

むつ小川原港において、港湾利用やサービス向上についての協議会等の活用を通じて、港湾利用者のニーズを十分把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

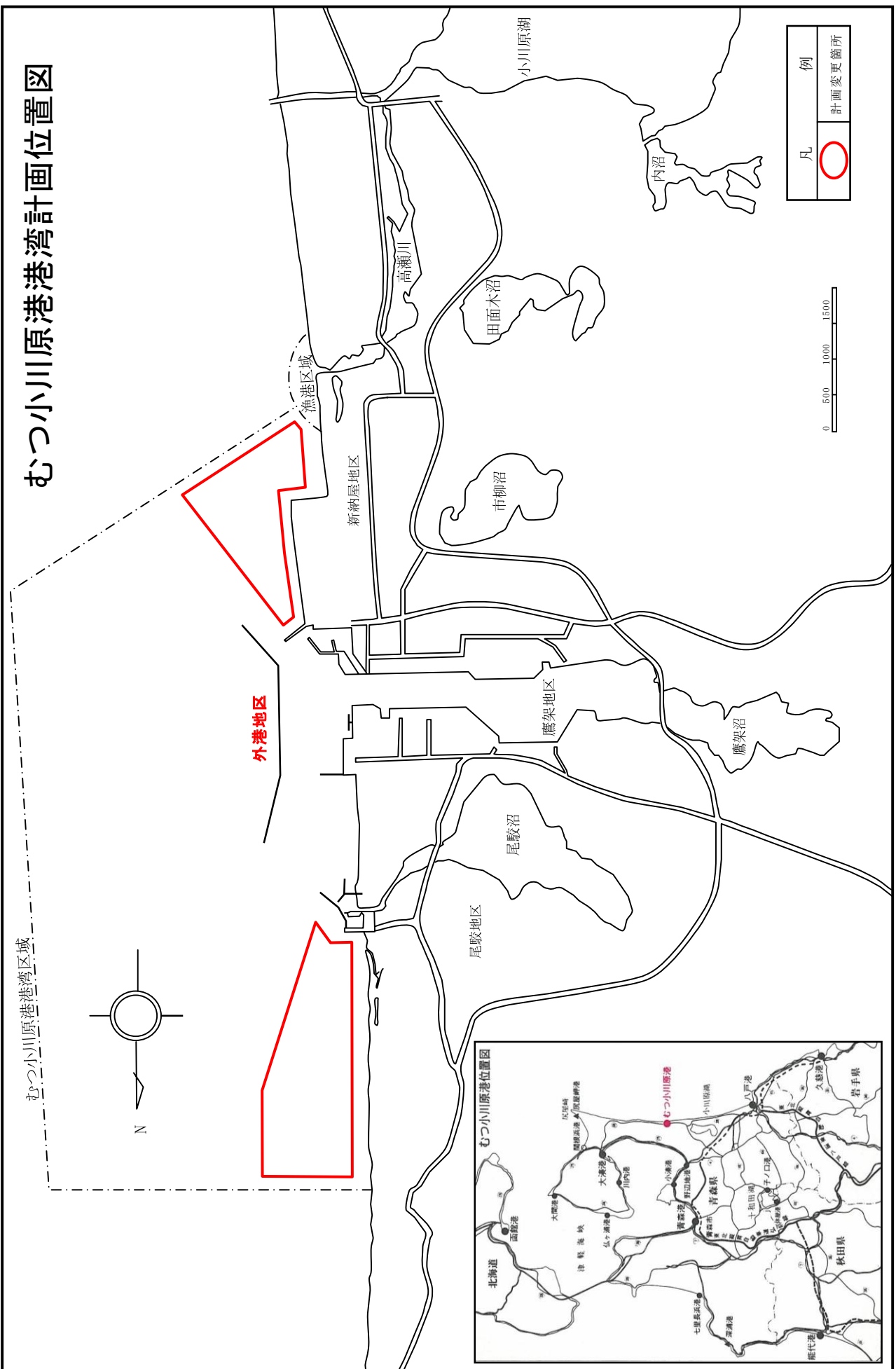
その他重要事項

1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 再生可能エネルギー源を利活用する区域

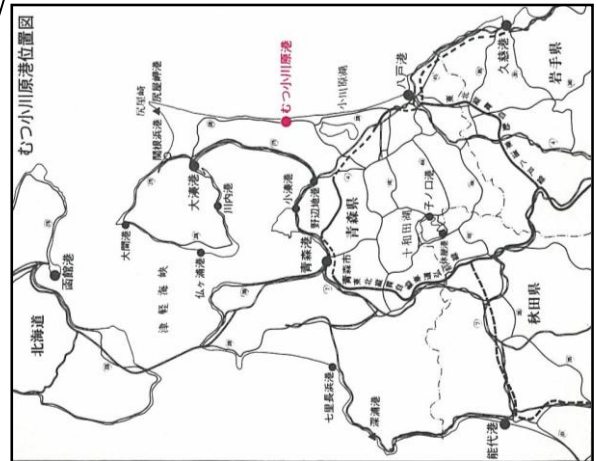
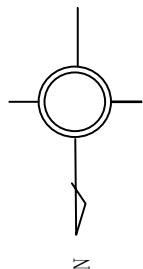
港湾の適正かつ効率的な利用に努めつつ、多様化する環境問題、地球温暖化の進行に対応し、港湾における洋上風力発電施設の導入を図るため、外港地区に再生可能エネルギー源を利活用する区域を設定する。

むつ小川原港港湾計画位置図



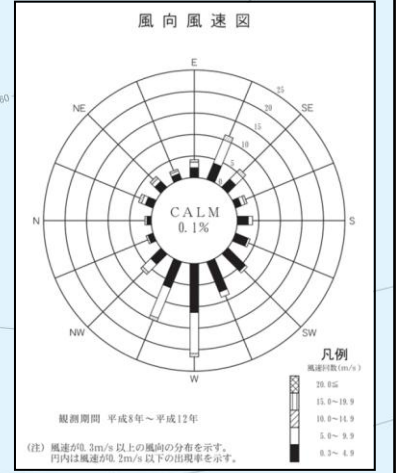
凡	例
○	計画変更箇所

むつ小川原港港湾区域



むつ小川原港港湾区域

むつ小川原港港湾計画図



外港地区

新納屋地区

尾駮地区

鷹架地区



凡	例
	公共岸壁(計画・既設)
	物揚場(計画・既設)
	ドルフィン(計画)
	泊地(計画・既設)
	外郭施設(計画・既設)
	ふ頭用地(計画・既設)
	その他用地(計画・既設)
	緑地(計画・既設)
	交通機能用地(①完成 ②工事中 ③未着手)
	一般道路(①完成 ②工事中 ③未着手)
	将来計画
	港湾臨接地域
	臨港地区
	国
	主要地方道・一般県道
	再生可能エネルギーを利活用する区域

